

適格請求書等保存方式について

株式会社 神奈川トスバック



はじめに

1/8

令和5年（2023年）10月1日より、適格請求書等保存方式の運用が開始されます。
これは、2019年の消費増税で軽減税率が適用されたことにより、複数税率に対応した「仕入税額控除」の方式の変更です。

適格請求書等保存方式の適用後、仕入税額控除を受けるためには「適格請求書」を証票とした仕入処理が必要となります。
「適格請求書」でない場合、仕入税額控除を受けることができないため、軽減税率対象品の取り扱いの有無に関わらず、
ほぼすべての事業者が適用する必要があります。

一方で、このことはあまり案内がなされていないこともあり、存在自体を知らない、といった企業が多い状況です。
以上のことから、弊社ユーザー様への情報提供の一環として、適格請求書等保存方式の概要説明・準備しておく必要があることについて
本資料を利用してご説明いたします。

また、準備する必要があることの中には、弊社システムの修正を伴うものもございます。
これらについては、適用開始直前で修正依頼が集中することが想定されるため、比較的早い段階で要件を固めることができるように、
想定されるシステム修正箇所について列挙しております。
自社ではどこまで必要か？また、どこまでシステムで対応させるか？など、ご方針を含めご検討ください。



1. 適格請求書等保存方式の概要	3
2. 適格請求書等保存方式の要件	5
3. 準備しておく必要があること	8

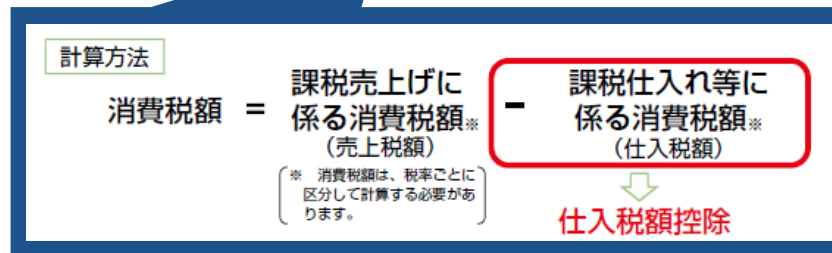


1. 適格請求書等保存方式の概要

3/8

1) 適格請求書等保存方式とは

『複数税率に対応したものとして導入される、**仕入税額控除**の方式』



2) 【販売】なぜ自社請求書の変更が必要なのか？

『仕入税額控除の適用を受けるためには、**適格請求書**の保存が必要』

軽減税率該当品の販売・仕入の有無にかかわらず対応が必要

適格請求書とは、「売手が買手に対し、正確な適用税率や消費税率を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類のこと。

適格請求書を交付することができるのは、「適格請求書発行業者」のみである。

結果：自社の請求書が適格請求書でない場合、得意先が税制控除を受けられなくなる。

↓
得意先から求められる

3) 【購買/経理】なぜ自社仕入の変更が必要なのか？

『一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる』

＜帳簿の記載事項＞

- ① 課税仕入の相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

結果：税制控除が受けられなくなる。

4) スケジュール

① 導入時期

令和5年（2023年）10月1日

② 適格請求書発行事業者の登録申請

申請開始：令和3年（2021年）10月1日

※導入時期に間に合わせるためには、令和3年（2021年）3月31日までの申請が必要

2. 適格請求書等保存方式の要件※

1) 適格請求書の作成

① 記載事項

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事(株)

登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
	8%対象 40,000円	消費税 3,200円
	10%対象 80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は 適用税率

スーパー○○

東京都... 登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
(内消費税額)		
		¥24
(内消費税額)		
		50
お預り		¥1,000
* 軽減税率対象 お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

軽減税率対象品がない場合は8%の記載欄不要
関連:QA 問48

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。⇒ 記載に当たっての留意点についてはP7

② 留意点

関連:QA
問45**Point** 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
 - ※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
 - ※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

↓
明細単位での課税計算はNG関連:QA
問44、45**Point** 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

↓
合計請求書の場合、各明細が把握できる伝票（例「納品明細書」）と紐つける場合、該当する伝票の紐付きが明確でないといけない

2) 仕入明細書や支払通知書などの作成（支払の証票がこれらの場合）

① 記載事項

関連:QA
問55、59

Point 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文書を記載し、相手方の子承を得ることも可能です。

仕入明細書
※4月分※ ○年○月○日

●● (株) 御中 ○○ (株) △△
登録番号: T123456

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	税率	支払金額 (税別)
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
3		食品※	8%	5,900
4		日用品	10%	30,000
...				
合計		支払金額 (税別)		消費税額等
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

その他...

- ・相手方への確認の方法
- ・適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合
- ...等、詳細については、「インボイス Q&A」(国税庁HP) をご覧ください。

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|---|---|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② <u>課税仕入れの相手方の氏名又は名称</u>
及び <u>登録番号</u> | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る
支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

3. 準備しておく必要があること

対応が必要な業務の洗い出し/方針決定

必要な業務処理内容と、システム内容に乖離がある場合は修正（請求書/支払通知書は必須）

請求書/支払通知書変更の案内

免税事業者への対応方法決定/案内

適格請求書発行事業者の登録

6 適格請求書発行事業者の登録申請

登録を受けるには

- > 登録申請書を提出する必要があります。

- 登録を受けようとする事業者は、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」(以下「登録申請書」といいます。)の提出が必要です。
⇒ 免税事業者の登録手続についてはP14

申請から登録までの流れ

- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知※及び公表が行われます。

※ 税務署から登録通知書が交付されます。

- 通知される登録番号の構成は、以下のとおりです。
・法人番号を有する課税事業者
T+法人番号
・上記以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）
T+19桁の数字

- > 公表情報は、インターネットを通じて確認することができます。

- 確認できる事項は以下のとおりです。
・適格請求書発行事業者の氏名又は名称
・登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
・法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
※上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には
・個人事業者：主たる番号、主たる事務所の所在地
・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

登録申請のスケジュール

